

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階 大会議室

○議事日程

令和3年11月5日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (5) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (6) 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

- (1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（18名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	6番 伊藤 均 君	7番 吉田 和子 君
8番 玉田 和久 君	9番 山田 タツエ 君	10番 八代 治郎 君
11番 足立 昌人 君	12番 青山 雅紀 君	13番 永田 千春 君
14番 西田 耕三 君	15番 西部 徹 君	16番 長尾 始 君
17番 野村 茂 君	18番 日置 香 君	19番 田下 喜代 君

○欠席委員（1名）

5番 野田 卓志 君

○委員以外の出席者

産業経済部長	武藤 好人 君	農業委員会事務局長	山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君	農業委員会事務局課長補佐	長谷部 香織 君
農林課課長補佐	河村 一成 君	武儀事務所主任主査	河合 正樹 君
洞戸事務所主任主査	李 浩基 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）総会を始めさせていただきます。それではまず始めに野村会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（野村茂君）はい。

皆さんおはようございます。

まだ、お昼は11月に入ったといえども、ちょっと気温が高いですね。

朝夕になりますと冷え、昼間の寒暖の差が、大変激しい状況でございます。

皆様方にはお体に十分注意していただきたいと思います。

そして農業者年金推進部長さんは、加入推進に大変活動いただきまして誠にありがとうございます。お忙しい中、ひまざいをお掛けいたしました。

昨日を持ちまして、推進員月間としての活動を、とりあえず、終了させていただきます。

また今後ともよろしくお願いをいたします。

今、大変気になるのは原油の高騰で、今言った165円を突破、7円ぐらいですか。特に私の方は山間地ですので高いのではないかと思います。今に70円にいくのではないかとそのように思っております。そこで一番大変なのはやはり、農家、農機具の燃料、特にハウス栽培等などは、これからまた燃料費がかさむのではないかと、大変心配をするところでございます。

皆さんもご承知のように、10月23日に、新嘗祭といいまして天皇陛下が五穀豊穡に感謝をされる儀式が行われました。

これは全国都道府県から米粟が、献上されたということでございます。関市からは、田下委員さんが、粟を800グラム献上されました。1985年以来、関市からは36年ぶりの献上ということでございます。本当に田下さんには大変苦勞だったと思いますし、名誉なことだろう。関市にとっても、岐阜県にとっても重要なことだと、大変思っております。大変ご苦勞様でした。

それで本日、ご審議いただく議案は、通常の議案とともに、今回は、農業振興地域整備計画変更申請地区別各筆調査について、ご意見をお伺いいただくこととなります。本日もよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい、ありがとうございます。

続きまして、産業経済部長の武藤がご挨拶申し上げます。

皆さんおはようございます。

いつも大変お世話なりありがとうございます。

私の方から、関市の農政関係で、大変嬉しい話がありましたので2点、報告させていただきたいというふうに思っておりますが、その1点目は、今野村会長とまた重なっておりましたので、ちょっと私の方からも一言だけ、本当に新嘗祭に対して、粟を献上いただきました。

種を植えてから、収穫までされてあと本当に私も献上される、粟を見せていただきましたけども、黄金色で本当に綺麗な状態のものでございました。

選別といいますかね、それだけでもちょっと大変、半年間非常に苦勞なされたのかなというふうに思っております。

会長の方からも言っていただきましたように、関市にとりまして本当に名誉なことでありがたいことだというふうに思っております。

ありがとうございます。お疲れ様でございました。

それともう2点目がですね、実は野村会長ちょっと関係されていることなんですけれども。

豊かなむらづくり全国表彰というこういった事業がございまして、そこで、これが洞戸キウイフルーツ生産部会さんの方が、今度11月12日の日に東海農政局の方の職員の方が、洞戸キウイプラザの方にお越しいただきましてそこで、授与式が開催されるということで、これもまた本当に私関市にとりまして大変ありがたいことございまして、もう今までのご苦勞というか、長い、いろんな実績があつてのご受章でございますので、本当にありがとうございます。

今この調書農林課の職員にちょっと借りてきまして、もうご存知の方も多いと思いますけど、どういうふうにしてキウイフルーツが、生産されるかちょっと簡単にだけふれさせていただきたいなというふうに思います。

スタートは船戸民次さんという方が多分一番最初にキウイフルーツが洞戸でも育つということに着

目されたというふうになっております。

このキウイフルーツは昭和45年開催された大阪万博のニュージーランド館において初めての方に紹介された果物と。

それでその船戸民次さんはニュージーランドから取り寄せた苗を庭に植えて、3年目に結実させることができたというようになってます。

昭和54年の時には、9件の農家が、洞戸キウイフルーツ製作組合を形成されて、当時は0.9ヘクタールを栽培されてたと書いてございます。

それで、最後、一番直近ですと、令和2年現在の部会員数は40戸で、栽培面積は5.4ヘクタール、出荷量は26トン岐阜県内な唯一のキウイフルーツ産地の形成を維持されてみえるということで、もう本当にこの長い取り組みで今こういう、成果実績があつて、今回、受賞されたということでございますが、地域づくりということでは本当にこのずっと今まで努力をされて洞戸と言えはキウイというのは私も1番にポッと、思いつくというところも、地域の魅力づくりという点からしても本当に関市にとっても、非常に貴重な魅力ある資源ということでもありますし、今回も表彰されたということで、それで実績が本当に広くいろんな形で、お知らせできるということになったということで、私どもも、喜んでいるところでございます。

今後とも、ご尽力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

2件の報告でちょっとご挨拶に代えさせていただきたいと思います。

本当にありがとうございます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい。本日の欠席委員は、5番 野田委員が、欠席ですのでご報告をさせていただきます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。15番 西部委員、16番 長尾委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページになります。1番の案件位置図は、1ページになります。

申請地は、志津野転作促進技術研修センターの北東420mほどに位置する農振農用地区域内の 田 1, 050㎡。申請の目的は、所有権移転でございます。譲受人は、申請地を買い受け、無農薬野菜を栽培し、農業経営拡大を図りたいというもの。譲渡人は、申請地を相続したが、多忙のため管理ができないというものです。

2番の案件位置図は、2ページになります。申請地は、志津野転作促進技術研修センターの北東420mほどに位置する農振農用地区域内の 田 1, 054㎡。申請の目的は、所有権移転でございます。譲受人は、申請地を買い受け、無農薬野菜を栽培し、農業経営拡大を図りたいというもの。譲渡人は、申請地を相続したが、近くに住んでおらず、管理ができないため、譲り渡すというものです。

3番の案件議案は1ページから2ページ、位置図は、3ページになります。申請地は、小瀬グラウンドの東230m、小瀬グラウンドの東490mほどに位置する農振農用地区域内の 田 4筆 8, 204㎡ 申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、高齢であることや多忙であることから、農地の維持管理ができないため、譲り渡すというものです。

4番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、山田公民センターの南西490mほどに位置する 農振農用地区域内の 田 2筆 4, 467㎡。申請の目的は、所有権移転でございます。譲受人は、農地を適切に管理するために、受贈するというもの。譲渡人は、高齢で全ての農地を維持管理できない為、贈与するというものでございます。

5番の案件 議案は3ページ、位置図は、5ページになります。申請地は、関市東地域包括支援センターの北610mほど、また関市東地域包括支援センターの510mほどに位置する農振農用地

区域外の 登記地目 田 現況地目 畑 4筆 3, 935㎡。申請の目的は、所有権移転でございます。譲受人は、武儀地域に移住して、農業に取り組むため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、高齢になり、農地の管理ができないため、譲り渡すというものでございます。

6番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、下之保地区処理施設の西130mほどに位置する農振農用地区域内の田500㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業規模拡大のため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、多忙で、農地の管理ができないため、譲り渡すというものです。

7番の案件 議案は4ページ、位置図は、7ページになります。この案件につきましては今日の次第と一緒にお配りした現況の写真、これが今回の案件の場所と写真。とあともう一つは、営農計画書ですね。実際どのように営農計画をされているのか参考に提出いただいたものを配布させていただいております。申請地は、栗原集会所の西160mほど、栗原集会所の東70mほど、栗原集会所の東110mほどに位置する農振農用地区域内の 畑 3筆 1, 939㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業に興味があり、農業を拡大したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望により、譲り渡すというものです。申請地につきましては、写真のように農地としての判断が非常に微妙であり迷うところであります。営農計画書についても、耕作されるための判断材料としては簡略されているということもございまして、以前広見地区の農地の申請にありましたような、詳細の計画書を求めるよう、代理人の方には連絡をしましたが、まだそれ以降に提出の連絡はございません。以上、所有権移転に関するもの 7件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君） 事務局の説明が終わりました。補足説明をいただく前に譲受人の農業経営についてご意見をいただきたいと思います。山田委員さん足立委員さん西田委員さん西部委員さんご意見があればご発言をお願いします。

（挙手無し）

よろしいでしょうか。はい。私の担当するただ今のところの案件について営農状況については問題はありません。はい、それでは補足説明について、ご意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

はい。それでは私の方から補足説明を別途させていただきます。事務局と同じことでございますが、ただ今の7番の案件につきましては、確か3反ほどの農業はされておられますが、87歳という高齢で約2反ほどの面積をまた新たに譲り受けられると、農業をされるということなんですが、年齢的にもちょっとどうかなというところもありますし、ただいま写真でもお示しをさせていただきました現状についても、どうかというところがあります。それで書士のほうには営農計画の補正を出していただくように求めています、いまだに今日までに出てこなかったということで、この件につきましては事務局から説明もありましたようにちょっと、いかがなものかというところもあります、補正で答えていただければよろしいんですけど、それが出てきて無いということで、今回は保留にさせていただいてはどうかなというふうに思っております。皆さん方ご意見をよろしくお願いいたします。はい、私の方から説明は以上です。それでは補足説明はございませんでしょうか。

（挙手無し）

はい、それでは議案第1号についての補足説明はございませんので、続きまして議案第1号、質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

（挙手あり）

はい安田委員さん。

○1番（安田美雄 君）

はい。今ちょっと説明ではまず、1番と2番につきまして現況は非常にちょっとどうなってるかわからないんですけど、県外の方がですね経営規模拡大でってということで、申請がありますけども、これの営農計画なんかはこれ、こういった場合はださなくても良いということになっておるんですか、新規以外は。それから若干ちょっとあれですけども、これだけの面積を県外からきて、稼働人員も一人でやるというようなふうになっておりますけども、本当にこれ1人でこれだけの経営拡大してできるかどう疑いですが。投機的なのがあるのではないかと疑いの目を向けざるを得ない

状況ですけれども、営農計画があればある程度わかると思うんですけれども。それが1点でございます。それから同じように5番の案件ですけれども、これは新規でけれども、今回営農計画はついておりませんが、今委員さんからも補足説明は無いようなんですけれども、下限面積等はクリアしておるんでしょうか。約2700㎡を取得しようとしておりますけれどもそれにちょっと移住してやるということですが、ですからそれなりのやっぱり営農計画があるんじゃないかと思っておりますので、質問いたします。

7番につきましては委員さんおっしゃいましたように合わせて5反になるということで、営農計画も出ておりますけど、ちょっと自家消費でこれだけの面積を採算取れるまで時間かかると思いますけれどもそれなりの営農力があればやっぱり可能かなとは思いますが、何れにしても今の新規計画の方につきましては、下限面積とか、営農計画についてどのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（野村茂君）

事務局をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

はい。今安田委員のご質問のほうお答えさせていただきます。

まず、この1番2番の、江南市に住んでみえる岡崎さんの案件でございますが、この方につきましては、ご承知の方もみえるかもわかりませんが、この方毎月毎月出とるんです。江南には住んでみえるんですけど、各務原市に、大分農業やってみますし、伊木山ガーデンっていう鶉沼に抜けるちょうど堤防沿いの伊木の山の下のところ、可児の花木センターのちょっと小さい番みたいな。ところを経営してみえる方で、現実に各務原で耕作してますので、もう下限面積はもちろん間違いないですし、多分そんな先月先月も、この辺の田んぼ、話がまとまったところから順に出ておりますので、投資目的ではないというふうに事務局の方考えております。

2点目でございますが、5番の案件の富之保の方の新規就農の関係でございますけど。

まず1点下限面積につきましては、今回武儀の場合3反でありますので、下限面積の方はすでにクリアするというふうに考えておりますし、営農計画書につきましては、申し訳ありませんこちらの手違いで、申請の方は出されております。概略を簡単にお話させていただきますと、栽培品目につきましては野菜と、果樹。野菜につきましてはキュウリとかトマトとか一般的な野菜、果樹も柿とか栗とかそういったことを作るということでございますし、農業用機械につきましては、すでにトラクターとか、軽トラックとか、そういった機械はもうすでに所有されてますので、面積は若干大きいですが、やられるんじゃないかというふうに事務局の方は考えております。収支計画につきましては、最初の数年は家族で、順番消費するだけの収穫があればいいというような、考えておるところでございますが、面積等も結構大きいので、安定した品質で収穫が見込めるようであれば収入の方につなげていきたいというような計画書の方が提出されております。7番につきましては事務局のご説明を説明させていただいた通りでございます。以上でございます。

○議長（野村茂君）

他に質疑はございませんか。それでは質疑の無いようですのでこれより採決します。議案第1号について、1番から6番までは許可、7番を保留することとしたいと思いますが、異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員挙手のため、議案第1号について、1番から6番までは許可、7番を保留することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、5ページからになります。

1番の案件 位置図は、8ページになります。請地は、天神公民センターの北西240mほどに位置する 田 502㎡の内263.56㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農

地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。申請人は、多忙であり、農地の管理が困難であるうえ、現在の住宅が老朽化していることから、申請地に一般個人住宅を建築したいというものです。10月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、天神公民センターの南西400mほどに位置する 田 591㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、共同住宅 です。申請人は、申請地の周辺が宅地化されてきており、農地の管理が難しくなってきたことから、申請地を共同住宅として利用したいというものです。10月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、長良川鉄道 関下有知駅の南西430mほどに位置する 登記地目 田 現況地目 宅地 302㎡。農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で申請地から500m以内に2つの医療機関があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 です。申請人は、住宅敷地内に、車庫、倉庫、庭を整備するものです。10月12日に現地確認をしたところ、昭和57年に車庫を建築しており、経緯書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 議案は6ページ、位置図は、11ページになります。申請地は、赤土坂公民センターの北240mほどに位置する 登記地目 田 現況地目 雑種地 1,008㎡ の内 986㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸駐車場 です。申請人は、近隣の住人より、駐車場として土地を利用させてほしいとの要望があり、申請地を貸駐車場として転用するというものです。10月12日に現地確認をしたところ、平成2年に駐車場として、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、寺尾小学校の南530mほどに位置する 登記地目 畑 現況地目 山林原野 3筆 977㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、植林です。申請人は、申請地が山際の農地で、農耕に適さないため、植林をしたいというものです。

10月12日に現地確認をしたところ、昭和31年頃に既に植林されているため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、5件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて、発言をお願いします。

（挙手無し）

ございませんようですのでこれより議案第2号について質疑のある委員さん挙手にて発言をお願いします。

質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号の5件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員挙手をいただきました。議案第2号の5件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は、7ページからになります。

1番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、天神公民センターの南460mほどに位置する 登記地目 田 現況地目 雑種地 2筆。換地後の面積 合計 661㎡。農地の区分は、

用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 です。譲受人は、譲受人は現在居住中の住宅が老朽化してきたため申請地を購入し、一般個人住宅敷地として利用し、将来義理の両親と同居したいというもの。譲渡人はまとまったお金が必要となり譲受人の申し出により、譲り渡すというものです。10月12日に現地確認をしたところ、雑種地となっています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

2番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、天神公民センターの北西240mほどに位置する 田 502㎡ の内239.22㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在、住まいが手狭であるため、住宅を建築したいというもの。譲渡人は、多忙であり、農地としての管理が難しいことから、申請地を譲り渡すというものです。10月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

3番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、桜ヶ丘ふれあいセンターの東100mほどに位置する 田 2筆 1, 884㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、共同住宅です。賃借人は、経営拡大に伴い、賃貸住宅を建築したいというもの。賃貸人は、賃借人の要望に応えるというものです。10月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。本案件は、1, 000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

4番の案件 議案は8ページ、位置図は、16ページになります。申請地は、白木野集会場の南230mほどに位置する 田 4筆 5, 329㎡。農地の区分は、農用地区域内の農地のため、農振農用地です。転用の目的は、農地の嵩上げ 一時転用 です。一時転用期間は、3年です。賃借人は、公共事業の残土置き場が不足しているため、早急に必要であるため、申請地を利用したいというもの。賃貸人は、申請地が山に囲まれた洞にあり、雨水がたまりやすく、水稻栽培は、不向きな土地であるから、農地を嵩上げて、畑作をしたいというものです。10月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準をみたと考えます。

5番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、片倉グラウンドの東200mほどに位置する 田 688㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲 です。譲受人は、市内で不動産業を営んでおり、申請地の周りが宅地化されてきており、住宅敷地として、需要が見込めるため、宅地分譲したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。10月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

6番の案件 議案は9ページ、位置図は、18ページになります。申請地は、関市墓地公園 陽光園の西100mほどに位置する 田 990㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、集成材販売業 駐車場 です。譲受人は、近くに工場があり、現在、駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として、利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。10月12日、現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認をしています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

ごめんなさい。議案の7番の案件なんですが、申請が出されこれ進めておったんですけど、また数日前になってどうも譲渡人といういろいろ問題、トラブルか何かありまして、これがちょっとできなくなったということでまだほんの2日くらい前に書士の方から取り下げてくれと話がありましたので、この7番については今回議案から取り下げさせていただきますのでお願いします。それに引き続きまして、後で出てきます事業計画変更申請に対する意見についてというところの2番の案件ですがこれにつきましても7番と同時許可案件となっておりますので取り下げという形で今回の議案から下げさせていただきます。当初に説明すればよかったのですがちょっとバタバタしておりまして、この場で訂正の方お願いいたします。はいそれでは続きまして、

8番の案件 位置図は、20ページです。申請地は、新田公民センターの西170mほどに位置す

る 田 467㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、プラスチック成型加工業駐車場です。譲受人は、近接地で工場を営んでいるが、現在の敷地内にある駐車場が狭いため、駐車場を増やしたいというものです。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。10月12日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、関市農村婦人の家の南西260mほどに位置する 畑 58㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地での農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、現在アパートに住んでいるが、手狭になったため、義理の親の土地を借り、住宅を建築したいというものです。使用貸人は、子の住む家のために、土地を貸すというものです。10月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。既存施設の2分の1以内の拡張であるため、転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。

10番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、東海環状自動車道 関広見I.Cの北西590mほどに位置する 登記地目 田 現況地目 畑 241㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地での農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 物置 家庭菜園 です。譲受人は、隣接地に住んでおり、申請地を買い受け、物置、家庭菜園として利用したいというものです。申請地は、競売にかかった農地であり、申請人は買受適格者として県から承認されています。10月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。集落接続した土地であるため、転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。

11番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は、植野公民館の北280mほどに位置する 登記地目 畑 現況地目 雑種地 72㎡。農地の区分は、宅地に囲まれた農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸倉庫です。譲受人は、近くにある会社へ、倉庫と高圧電施設のための土地を貸すというものです。譲渡人は、農業経営が難しいため、譲り渡すというものです。10月12日に現地確認をしたところ、平成31年度から、既に雑種地であるため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

12番の案件 議案は11ページ、位置図は、24ページになります。申請地は、西部保育園の東170mほどに位置する 畑 526㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、申請地が市道に面しており、分譲住宅として転用したいというものです。譲渡人は、多忙であり、農地の管理ができないことから、申請地を譲り渡すというものです。10月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は、25ページになります。申請地は、関市東地域包括支援センターの南30mほどにある 畑 278㎡。農地の区分は、中山間地域にある、小規模な未整備農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、老人福祉施設 駐車場です。譲受人は、特別養護老人ホームを運営しているが、施設の業務拡大により、駐車場が不足するため、拡張したいというものです。譲渡人は、高齢であるため、申請地を譲り渡すというものです。10月12日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は、26ページになります。申請地は、寺尾小学校の南380mほどに位置する 登記地目 畑 現況地目 宅地 2筆 224㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、自動車整備工場です。賃借人は、自動車整備業を営んでおり、申請地に自動車整備工場を建てたいというものです。賃貸人は、賃借人の要望に応えるというものです。10月12日に現地確認をしたところ、昭和53年から、既に整備工場として転用がされており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地

がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

15 番の案件 議案は 12 ページ、位置図は、27 ページになります。申請地は、関市役所武芸川事務所の西 300m ほどに位置する 畑 4 筆 143.91㎡。農地の区分は、関市役所 武芸川事務所の概ね 300m 以内にあるため、第 3 種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 です。使用借人は現在、祖父と同居しているが、手狭であるため、申請地を借り、住宅を建築したいというもの。使用貸人は、借人の要望に応えるというものです。10 月 12 日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しております。申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

16 番の案件 位置図は、28 ページになります。申請地は、関市役所武芸川事務所の西 300m ほどに位置する 畑 92㎡。農地の区分は、関市役所 武芸川事務所の概ね 300m 以内にあるため、第 3 種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 庭です。譲受人は、隣接地を購入し、住宅敷地を拡張し、庭として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。10 月 12 日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。以上、所有権移転に関するもの 10 件、使用貸借権設定に関するもの 2 件、賃貸借件設定に関するもの 3 件 合計 15 件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。事務局より説明がありました通り 7 番は取り下げでございます。議案第 3 号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（挙手無し）

はい、それでは議案第 3 号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑もないようですのでこれより採決します。議案第 3 号の 15 件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第 3 号の 15 件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。続きまして、議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

はい。議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は、13 ページになります。

1 番の案件 位置図は、29 ページになります。申請地は、関保育園の北 310m ほどに位置する宅地 4 筆 合計 813.28㎡。変更内容は、用途の変更です。当初事業計画者は、令和 2 年 3 月 17 日に分譲住宅として許可を得ました。許可された土地の面積である 3,425㎡の内、今回変更申請された 4 区画分について、注文住宅に対する需要の高まりから、建築条件付宅地分譲事業計画を変更したいというものです。

3 番の案件 議案は 14 ページ、位置図は、31 ページになります。申請地は、関市農村婦人の家の北 300m ほどに位置する 登記地目 田 現況地目 雑種地 2 筆 合計 1,503㎡。変更内容は、一時転用期間の変更です。当初事業計画者は、令和 3 年 3 月 29 日に農地の嵩上げの一時転用許可を得ました。申請地において、現在、裁判所の命令により、土地の現況をそのままにしておかなければならないということで、当初計画している期間 6 ヶ月をどうしても過ぎるということで一時転用期間の最長である 3 年に延長したいというものです。

以上 2 件につきましてご審議のほうをお願いします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。補足説明のある委員さんは挙手にて、発言をお願いします。

（挙手無し）

ございませんようですので、これより質疑を行います。議案第 4 号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第4号の2件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

はいありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第4号の2件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君)

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は、15ページになります。使用貸借権設定に関するものについて、新規が 8筆 8,920㎡。賃貸借権設定に関するものについて、新規が 14筆 14,936.32㎡、更新が 2筆 2,664㎡。地区は、上白金 下白金 洞戸市場 肥田瀬 黒屋 東田原 の6地区です。権利の設定を受ける者は、一般社団法人 岐阜県農畜産公社 他 でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長(野村茂君)

事務局の説明が終わりました。議案第5号について質疑を行います。質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手あり)

はい、安田委員さん。

○1番(安田美雄 君) ちょっと事務的なあれですけれども権利設定を受ける要件を満たすといわれましたけれどもこれは農地の保有状況はもう当然あるという考えでしょうか。ちょっと私の知る限りで農地がある方がどうもないような気がしまして、これは農地の所有のある方が、集積計画に基づいてやるというような法律の趣旨だと思うのですが、こういう関係は当然確認されておることとございますね。

○事務局課長補佐(小石隆之君)

はい、今お話しありました面積のほうにつきましては、農地法とは違いますので下限面積は基本的には何もありません。ただ実際やりたい方が集約して規模を拡大、経営拡大していくための制度ではあるんですが、現況はわりとゆるいところもあるかもわからないですけど、農林課の方で一応そういう営農計画書の方を提出させまして基本的に中身を確認したうえで農業委員会の方にかかるというものでございます。

○議長(野村茂君)

安田委員さんよろしいですか。

○1番(安田美雄 君) はい。

○議長(野村茂君) 他に質疑のある方ございませんか。

(挙手無し)

それでは他に質疑も無いようですので、これより採決します。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、議案第6号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを、議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君)

議案第8号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、令和3年10月4日付け農227号の1により、関市長から、協議を求められたので意見を求めます。内容につきましては今回配布させていただきましたちょっと分厚い農業振興地域整備計画変更申請地区別各筆調書 令和3年 でございますが、こちらの方から説明させていただきます。なお説明につきましては担当である 農林課 河村の方から説明

をさせていただきます。

○議長（野村茂君）それでは事務局の説明をお願いします。

○農林課課長補佐（河村一成君）農林課河村です。よろしくお願いします。それでは「関農業振興地域整備計画の変更」ですが、10ha以上の農地集団や土地改良をされた土地などを守るべき農地として市の計画に農用地として記載し、農地法とは別に保護していますが、本年度申請された、農用地からの除外、用途区分変更等について、農業委員会の視点、つまり農地法の視点から、ご意見をいただければと思います。

農振除外は農用地である土地を別の事業に使用するとして農用地から外すものです。農振法の除外が可能な案件かどうかの基準として、

1. その事業がその場所でしか実施できなくて、すぐに行う必要があるか
2. 周辺の他の農地と一体的に利用しようとした際に邪魔になる位置にないか
3. 地域の農業の担い手の方の農地集積に影響がないか
4. 農業用水等に影響がないか
5. 土地改良事業の効果が十分発揮された後か

といった確認を農振協議会等で行いますが、農振的には問題がなくても、あきらかに農地転用ができないものであれば、事業ができない意味のない除外となるため、この農業委員会では、今ある情報から農地転用の見込みがあるかどうかをご判断いただければと思います。

農転の見込みがない、除外後の手続きができない事業は、除外も行わないという判断になります。除外された後には改めて農地転用の手続きが必要ですので、この場で農地転用の見込みがあると判断したものであっても、除外後に行われる農地転用手続きの中で資金証明が出せないなどで転用を認めないといったことは十分にありえます。

その他、開発協議が整わない、重要な遺跡が出てきた、他の法令の許可が出ないなど、事業の実施ができない場合は、その時点で、編入の手続きが行われることになります。

用途区分変更。農振整備計画では農用地等の使用方法を 田畑・果樹園等として使用する『農地』農業用倉庫や出荷選別施設などの『農業用施設用地』放牧などに使う『採草放牧地』『混木林地(林のようになっている放牧地)』の4つのなかから1つ指定しています。この『用途区分』についても各人が自由に変更できず、農振計画の変更が必要で、この手続きが用途区分変更です。

今年度につきましては編入1件、除外36件、用途区分変更1件、計38件の申請があり、大変件数が多いので、ある程度まとめて審議をお願いしたいと思います。

旧関市の東側の地区の富岡地区 除外3件・田原地区 除外6件 の9件の審議をお願いします。

本年度富野地区からは除外の申請はありません。農地法的には、富岡地区のA2～3の貸駐車場が問題あると考えられます。

富岡地区A2-1～2こちら離接になるんですが、所在地・申請者等は3ページに、位置図、平面図は4、5ページになります。富岡公民センター南東250mの農地でございます。

まずA2-1岩見様から一般個人住宅の申請で出ております。農地区分は10ha以上の農地集団である1種農地。農転許可基準は1種農地の農地転用の例外規定である地域の農業の振興に資する施設、住宅その他申請に係る土地周辺の地域において住居する者の日常生活上または業務上に必要な施設で集落に接続されるものであり、転用の許可基準を満たすと考えます。今年度申請です、一般個人住宅、分譲住宅等の住宅という申請が多いので、この後はもうちょっと住宅であるため許可できるという形でちょっと説明を省略させていただきますので、ご理解ください。

続きましてA2-2。(株)ジャムズ、分譲住宅。農地区分10ha以上の集団農地の地域である1種農地。農転許可基準は住宅であるため許可できると考えます。

A2-3所在地・申請者等は3ページに、位置図は6、7ページとなります。関連合刃物協同組合の工業団地の東150mの生駒鍍金工業(株)の東側の農地。上野様から貸駐車場の目的で申請が出ております。農地区分は10ha以上の農地集団の地区で1種農地。農転許可基準につきましては1種農地の農地転用の例外規定である地域の農業の振興に資する施設、市街地に設置することが困難又は不適当な施設、特別な立地条件を必要とする事業、隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地転用、公益性が高いと認められる事業等に該当しないため、農地転用の見込みがない。県営農村振興総合整備事業 肥田瀬用水頭首工工事が平成26年から実施中の為、5号要件にも適

合しないと考えます。

続きまして、田原地区 A3-1 所在地・申請者等は 9 ページに、位置図、平面図は 10、11 ページでございます。東田原公民館の北東 200m の農地。井戸様から一般個人住宅の目的で申請が出ております。農地区分 10ha 以上の農地集団である地域の 1 種農地。農転許可基準 につきましては住宅のため許可できます。

A3-2 所在地・申請者等は 9 ページに、位置図、平面図は 12、13 ページ田原ふれあいセンターの東 200m の農地でございます。鈴木様から農家住宅の目的で申請が出ております。農地区分は公共・公益的施設の整備状況から 3 種農地と考えられ、3 種のうちのため農地転用はできます。

A3-3 所在地・申請者等は 9 ページに、位置図、平面図は 14、15 ページ、田原リフレッシュ農園の西 50m の農地でございます。佐口様から一般個人住宅の目的で申請が出ており、農地区分は 10ha 以上の農地集団の地区である 1 種農地。農転許可基準は住宅であるため許可はやむを得ないと考えます。

A3-4 所在地・申請者等は 9 ページに、位置図、平面図は 16、17 ページ。下迫間公民館の北西 400m の農地で南様から一般個人住宅の目的で申請が出ております。農地区分といたしましては住宅が連担した区域に近接した 10ha 以下の農地集団 2 種農地。農転許可基準といたしましては申請で代替地の検討がされているため、他ではできない事業のため許可はやむを得ないと考えます。

A3-5 所在地・申請者等は 9 ページに、位置図、平面図は 16、18 ページでございます。中部電力（株）下迫間変電所の南 200m の農地。平田建設様から建設業資材置場で申請がでております。農地区分といたしましては、事業施設が連担した区域に近接した 10ha 以下の農地集団、2 種農地。農転許可基準といたしましては、申請の際代替地の検討がされているため、他ではできない事業のため許可基準を満たすと考えます。

A3-6 所在地・申請者等は 9 ページに、位置図、平面図は 19、20 ページ。岐阜県畜産研究所の東の農地、(株)まもる財団から障害福祉サービス事業所及び菓子製造販売所の目的で申請が出ており、農地区分といたしましては、事業施設が連担した区域に近接した 10ha 以下の農地集団である 2 種農地でございます。農転許可基準にいたしましては申請の中で代替地の検討がされているため他ではできない事業のため許可はやむを得ないと考えます。ここまで 9 件についてご意見をいただきたいと思います。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。これまでの案件について、委員の皆さんの意見をお伺いいたします。ご意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

はい。それでは無いようですので、事務局としては除外 8 件許可基準に合致し、除外 1 件は許可基準に合致していないという説明でした。このことについてご意見ございましたらご発言をお願いします。

（挙手無し）

はい。ございませんようですのでお諮りします。それではこの 9 件について、異議なしと回答してよろしいでしょうか。意義の無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はいありがとうございます。全員の挙手をいただきました。9 件につきましては、異議なしと回答いたします。続きまして、説明をお願いします。

○農林課課長補佐（河村一成君）

続きまして旧関の中央地区である関地区除外 2 件・下有知除外 4 件・小瀬地区除外 3 件の 9 件の審議をお願いします。倉知地区からは申請はありません。農地法的には、特に問題がある案件はないと考えますが、小瀬地区の B4-1、B4-3 の分譲住宅が農振法的に問題があると考えます。まず関地区。所在地・申請者等は 22 ページに、位置図、平面図は 23、24 ページでございます。円保公園の北 200m の農地でございます。

B1-1（株）サンワ開発。分譲住宅の目的で申請が出ております。農地区分 10ha 以上の農地集団である 1 種農地。農転許可基準に関しましては、住宅のため許可はやむを得ないと考えます。

B 1－2（株）ドリームホームからの分譲住宅。農地区分 10ha 以上の農地集団である 1 種農地。農転の許可基準については住宅のため農転の許可はやむを得ないと考えます。

続きまして、下有知地区 B 3－1。所在地・申請者等は 2 6 ページに、位置図は 2 7、2 8 ページでございます。下有知小学校北側 1 5 0 m の農地。大丸開発（株）から分譲住宅の目的で申請が出ております。農地区分につきましては、公共・公益的施設の整備状況から 3 種農地。農転の許可基準は 3 種農地のため許可できます。

B 3－2 所在地・申請者等は 2 6 ページに、位置図、平面図は 2 7、2 9 ページ。下有知保育園南東 1 0 0 m の農地、関不動産から建築条件付き分譲住宅の目的で申請が出ております。農地区分については公共・公益的施設の整備状況から 3 種農地。農転許可基準は 3 種農地のため許可できると考えます。

B 3－3 所在地・申請者等は 2 6 ページに、位置図、平面図は 3 0、3 1 ページ。関市役所前駅北 1 5 0 m の農地になります。大丸開発（株）分譲住宅の目的で申請が出ており、農地区分については駅から 3 0 0 m 以内のため 3 種農地。農転許可基準 3 種農地許可見込みはあると思います。

B 3－4 所在地・申請者等は 2 6 ページに、位置図、平面図は 3 0、3 2 ページ・関市役所前駅南西 1 5 0 m の農地（株）大野ナイフ製作所から刃物製造業駐車場の目的で申請が出ております。農地区分は駅から 3 0 0 m 以内 3 種農地。農転の許可基準としては 3 種農地であるため許可はやむを得ないと考えます。

続きまして、小瀬地区。所在地・申請者等は 3 4 ページに、位置図は 3 5、3 6 ページ東海北陸自動車道沿いの瀬尻小学校東 3 0 0 m の農地でございます。

B 4－1（株）サンワ開発から分譲住宅の目的で出ております。農地区分については、公共・公益的施設の整備状況から 3 種農地、農転許可基準については 3 種農地のため許可できますが、地区協議会の方からこういった意見がございまして、効率的な農作業を行うために必要な農地の連坦性に影響があり、周辺の担い手の農業経営、農地集約に支障があるため、2 号要件、3 号要件に適合しないため農振除外はできない案件と考えます。

順番変わりますが、B 4－3 につきましても（株）サンワ開発から分譲住宅の目的で申請が出ており、農地区分は同じく 3 種農地。農転許可基準は 3 種農地であるため許可できますが、こちらについても 2 号要件、3 号要件に適合しないため農振除外ができないという判断をいたします。

続きまして、B 4－2。足立様から解体業資材置場の目的で申請が出ております。こちらについては昨年度これ農振農用地で編入があった案件でございまして、農地区分はもう公共・公益的施設の整備状況から 3 種農地で、農転許可基準につきましても 3 種農地のため許可はやむを得ないということでこちらについては除外をするふうに考えております。

こちらについて 9 件の審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）はい、事務局の説明が終わりました。委員さんの皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。事務局としては、除外 7 件が許可基準に合致し、除外 2 件が農振除外の要件に合致しないとのことでしたが、ご意見のある方はございませんか。ご意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

はい、ご意見も無いようですので、お諮りします。この 9 件について、異議なしと回答してよろしいでしょうか。意義の無い方、挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。この 9 件につきましては異議なしと回答いたします

続いて説明をお願いします。

○農林課課長補佐（河村一成君）

続きまして旧関の西地区の小金田 除外 5 件・保戸島 除外 1 件・千疋 用途区分変更 1 件、除外 2 件・西地区除外 1 件の 1 0 件の審議をお願いします。

農地法的には、小金田地区の C 1－1 の共同住宅、千疋 C 3－1 の金属加工業工場が問題あると考えられます。

小金田地区 C 1－1。所在地・申請者等は 3 8 ページに、位置図・平面図は 3 9、4 0 ページ。県

道上白金真砂線の南側の農地。藤吉様から共同住宅の目的で申請が出ております。農地区分につきましては、10ha以上の農地集団である1種農地。農転許可基準につきまして、1種農地の農地転用の例外規定である地域の農業の振興に資する施設、市街地に設置することが困難又は不適当な施設、特別な立地条件を必要とする事業、隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地転用、公益性が高いと認められる事業等に該当しないため、農地転用の見込みがないと考えます。また、効率的な農作業を行うために必要な農地の連坦性に影響があり、2号要件にも適合しません。あと。県営農村振興総合整備事業 川平用水頭首工の事業が平成26年から実施中の為、5号要件にも適合しないと考えます。

C1-2所在地・申請者等は38ページに、位置図・平面図は39、41ページ。山田集落の南の農地でございます。服部様から一般個人住宅の目的で申請が出ており、こちら平成11年頃から測量のミスにより隣の農地が埋め立てられているという状況での申請で、追認案件でございます。

農地区分につきましては、10ha以上の農地集団の地域である1種農地。農転許可基準 1種農地の農地転用の例外規定である隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地転用であり、転用の許可基準を満たすと考えます。

C1-3所在地申請者等は38ページに、位置図・平面図は39、42ページ・桐谷川左岸の農地でございます。小野寺様からリサイクル業資材置き場の目的で申請が出ております。農地区分といたしましては、10ha以下の農地集団である2種農地。転用許可基準としては、申請の際に代替地の検討がされますので、他ではできない事業が許可されるため許可はやむを得ないと考えます。

C1-4所在地・申請者等は38ページに、位置図・平面図は43、44ページ。桐ヶ丘幼稚園北100mの農地。足立様から一般個人住宅の目的で申請が出ております。農地区分については公共・公益的施設の整備状況から3種農地。農転の許可基準は3種農地のため許可はやむを得ないと考えます。

C1-5所在地・申請者等は38ページに、位置図・平面図は45、46ページ。西部支所北250mの農地でございます。(株)アメリカから建設業資材置場の目的で申請が出ており、農地区分は西部支所から300m以内のため3種農地。農転許可基準といたしましては、3種農地のため許可は可能と考えます。

続きまして、保戸島地区。C2-1所在地・申請者等は48ページに、位置図・平面図は49、50ページでございます。長良川岐関大橋左岸上流の農地で(株)ビクトリーから飲料水製造加工倉庫の目的で申請が出ております。農地区分は事業地が連担した区域に近接した10ha以下の農地集団2種農地。農転許可基準としましては拡張であり、代替地の検討がされており他ではできない事業は許可ができるというふうに考えます。

続きまして千疋地区。C3-1用途区分変更。所在地・申請者等は52ページ、位置図・平面図は54、55ページ。千疋四号自治会集会場北側の農地でございます。PLUS(株)から育苗センター農業用施設の用途区分変更の申請が出ております。農地区分といたしましては、10ha以上の農地集団の地区である1種農地。農転許可基準としましては、1種農地の農地転用の例外規定である地域の農業の振興に資する施設になり農地転用の許可はやむを得ないと考えます。

順番が逆になりますが、C3-2除外でございます。所在地・申請者等は53ページ、位置図・平面図は54、55ページ。これはPLUS(株)から食品加工業工場。農地区分については10ha以上の農地集団である1種農地。農転許可基準については1種農地の農地転用の例外規定である特別な立地条件を必要とする事業、既存施設の拡張になり農地転用の許可基準を満たすと考えます。こちらなんですけどPLUS(株)から用途区分変更と除外というかたちで申請が出ておりますが、計画等見まして農業用施設と食品加工業の工場というのがしっかり分けられているところも確認しましたので、よろしくお願いします。

C3-1除外。所在地・申請者等は53ページ、位置図・平面図は54、55ページでございます。新東海ダイカスト工業(株)から金属加工業工場の目的で申請が出ており、農地区分は10ha以上の農地集団である1種農地。農転許可基準は1種農地の農地転用の例外規定である地域の農業の振興に資する施設、市街地に設置することが困難又は不適当な施設、特別な立地条件を必要とする事業、隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地転用、公益性が高いと認められる事業等に該当しないため、農地転用の見込みがなく、また効率的な農作業を行うために必要な農地の連坦

性に影響があり、周辺の担い手の農業経営、農地集約に支障があるため、2号要件、3号要件に適合しないため農振除外はできない案件と考えます。

続きまして西地区。C4-1所在地・申請者等は57ページに、位置図・平面図は58、59ページ。関広見インター西150mの農地、澤田様から一般個人住宅駐車場という目的で申請が出ております。農地区分については、関広見インターから300m以内の3種農地。農転許可基準としましては、3種農地のため許可は可能と考えます。以上9件についてご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

はい、事務局の説明が終わりました。委員の皆様の意見をお伺いいたします。事務局としては、この8件が許可基準に合致し、2件が許可基準に合致しないとのことでしたが、ご意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

（挙手あり）

はい、安田委員さん。

○1番（安田美雄 君）

38ページの山田の川平用水頭首工、実施中ですね。これこの事業は当然見送りということで。

○農林課課長補佐（河村一成君）

こちらについてはそういうちょっと説明。平成11年当時から現状が埋め立てられており、その当時から雑種地であったため、受益地には含まないという判断をいたします。

○1番（安田美雄 君）

含まない。

○農林課課長補佐（河村一成君）

はい。事業が始まる前から雑種地であったので、リストとしては入っているのですが、含まないという判断で進めていきたいと考えております。

○議長（野村茂君）

はい他にございませんか。それではお諮りします。それではこの10件について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はいありがとうございました。全員の挙手をいただきました。この10件につきましては、異議なしとして回答いたします。続いて説明をお願いします。

○農林課課長補佐（河村一成君）

続いて、洞戸 除外3件、板取 除外1件 武芸川地区 除外2件 の6件の審議をお願いいたします。農地法的には、特に問題がある案件はないと考えます。

洞戸地区、所在地・申請者等は61ページ、位置図・平面図62、63ページでございます。板取川中学校の南100mの農地で古田様から一般個人住宅のもくてきで申請がでております。農地区分。住宅が連担した区域に近接した10ha以下の農地集団である2種農地。農転許可基準といたしましては、申請で代替地の検討がされますので他ではできない事業が適用されるため、許可はやむを得ないと考えます。

D-2所在地・申請者等は61ページ、位置図・平面図は62、64ページ。ゲンキー洞戸店の北の農地でございます。林様から一般個人住宅の目的で申請が出ており、農地区分については公共・公益的施設の整備状況から3種農地。農転許可基準といたしましては、3種農地のため許可は可能と考えます。

D-3所在地・申請者等は61ページ、位置図・平面図65、66ページ。洞戸テニスコートの北東100mの農地。長屋様から金属加工業工場及び駐車場の目的で申請が出ております。農地区分住宅が連担した区域に近接した10ha以下の農地集団である2種農地。農転許可基準にいたしましては拡張であり、代替地の検討がされますので他ではできない事業ということで許可はやむを得ないと考えます。

板取地区E-1所在地・申請者等は68ページ、位置図・平面図69、70ページ。板取郵便局の北150mの農地でございます。渡邊様から一般個人住宅及び倉庫販売業事業所という目的で申請が出ております。農地区分については、住宅が連担した区域に隣接した10ha以下の農地集団である2種農地。申請の中で代替地の検討がされますので他ではできない事業のため許可はやむを得ない

いと考えます。

続きまして、武芸川地区。所在地・申請者等は72ページ、位置図・平面図は73、74ページでございます。博愛小学校の北西450mの農地で、井藤様から農家住宅の目的で申請が出ております。農地区分にいたしましては、10ha以上の農地集団である1種農地。農転許可基準といたしましては、住宅のため許可はやむを得ないと考えます。

F-2所在地・申請者等は72ページ、位置図・平面図は73、75ページ。武芸川スポーツ公園の南西200mの農地、永井様から一般個人住宅の目的で申請が出ております。農地区分につきましては、10ha以上の農地集団である1種農地。農転許可基準については許可はやむを得ないと考えます。以上6件についてご審議をお願いします。

議長（野村茂君） 事務局の説明が終わりました。委員の皆様の意見をお聞きします。事務局としては、この6件すべて許可基準に合致するということでした。ご意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

それではご意見が無いようですので、この6件について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。この6件については異議なしとして回答いたします。

○農林課課長補佐（河村一成君）

続いて、武儀 編入1件、除外1件、上之保地区 除外2件 の4件をお願いいたします。

農地法的には、上之保H-2の太陽光発電施設が問題あると考えられます。

武儀地区G-1編入。所在地・土地所有者等は77、78ページ、位置図・平面図は79、80ページでございます。多々羅地区の圃場整備事業実施のための編入でございます。圃場整備事業の区域内で農振農用地でない農地を編入しますので報告します。

G-1除外。所在地・申請者等は81ページ、位置図・平面図は82、83ページ。上之保浄化センターの南東の農地。(有)フジケン土木から建設業資材置場の目的で申請が出ております。農地区分は土地改良の対象となっていない10ha以下の農地集団である2種農地。農転許可基準といたしましては、代替地の検討がされているため他ではできない事業は許可はやむを得ないと考えます。

上之保地区H-1。所在地・申請者等は85ページに、位置図・平面図は88、89ページ。

北部に位置する鳥屋市上会津地区の農地でございます。臼田様から空手道場保養所駐車場の目的で申請が出ております。農地区分といたしましては、土地改良の対象となっていない10ha以下の農地集団である2種農地。農転許可基準については代替地の検討がされているため他ではできない事業は許可できると考えます。

続きまして、H-2。所在地・申請者等は85から87ページ、位置図・平面図は90、91ページ。郡上市小那比と隣接する明ヶ島小畑前地区の農地でございます。(株)鈴電様から太陽光発電施設の目的で申請が出ております。この除外申請につきましては、令和元年から申請が出ている事業でございまして、令和元年9月に農振除外申請があったが、地域の農業の担い手の方の農地集積に影響があるということで3号要件に該当しないということで、除外いたしませんでした。令和2年8月に、担い手からの意見無しということで耕作者意見書が提出され、再度、農振除外申請がありまして、こちらの農業委員会も通りましたが、令和3年3月11日付けで中濃地方農政企画会議、県との協議ですね。県との協議により「R2年6月の除外認定された川合上小樽地区の2ha以上の大規模な太陽光発電施設の除外が行われていますが、農地転用の申請は提出されておらず事業の進捗がみえない状況であるため、事業拡張の緊急性が確認できる資料の追加を依頼します。」という指導を受けました。これについて、明確な返答がないため、昨年度より継続案件ということで本日の審議ということになりました。今日現在、令和2年6月22日に(株)鈴電からの太陽光発電施設で除外された川合上小樽地区の事業について、開発協議及び農地転用の行政手続きがされてなく、事業が進捗していないため、令和2年8月申請の明ヶ島小畑前の太陽光発電施設の必要性、緊急性、代替性が認められなく、1号要件に適合しないと考えます。農地区分は土地改良の対象となっていない10ha以下の農地集団である2種農地でございますが、農転許可基準の2種農地の代替地、

他ではできない事業であればやむを得なく除外できますが、代替地があるという判断で、農地転用の許可も見込みがないと考えます。この案件につきましては正式にもう今年度11月21日の農振協議会までに、事業の進捗が、同一事業者から以前に申請のあった太陽光発電事業の進捗がなければ正式に反映しないということで通知する予定でございます。

この4件ですべての案件が終わりです。ご意見いただければと思います。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。委員さんのご意見をお聞きします。

事務局としては、編入1件の報告、除外2件が許可基準に合致し、除外1件が農振除外の要件に合致しないとのことでしたが、ご意見のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

それではご意見もございませんようですので、お諮りします。それではこの4件について異議なしと回答してよろしいでしょうか。賛同なら、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。それではこの意見についてでは異議なしとして回答いたします。

議案第6号 関市地域農業振興計画の変更・検証に係る意見については、ただ今ご審議していただいた通り、農業委員会の意見として回答します。

それでは議案のほうに戻っていただき、続きまして報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを、議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）はい。報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。議案につきましては18ページになります。

1番の案件といたしまして、届出地は、小瀬地区の田2筆 6,080㎡。賃借人は、八代 治郎様でございます。合意解約成立日につきましては、令和2年2月22日です。以上、報告させていただきます。

○議長（野村茂君）はい、事務局の報告が終わりました。報告につきましては、事務局の通りでございます。

○職務代理（玉田和久君）本日ご審議いただく案件はすべて終了しました。ありがとうございます。

午前 11 時 35 分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

_____ 印

15 番

_____ 印

16 番

_____ 印